（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第六十二条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「記入し、かつ、押印するものとする。」を「記入するものとする。」に改め、様式第十一中「印」を削り、「記名押印」を「記名」に改め、様式第二十六中「印」及び「5．「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては、押印をすること。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第六十三条　電気事業法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第一の十、様式第五、様式第七、様式第十三、様式第十八、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十一の四から様式第三十一の六まで、様式第三十一の八、様式第三十一の十八、様式第三十一の二十二、様式第三十二、様式第三十九の三、様式第四十、様式第四十の二、様式第四十三、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二の二、様式第六十一の二、様式第六十二、様式第八十三の七及び様式第八十三の九中「印」又は「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「7　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「15　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第一の四、様式第一の六、様式第三十一の十及び様式第三十一の十二中「印」を削り、「15まで」を「14まで」に改め、様式第一の五、様式第一の七から様式第一の九まで、様式第六、様式第八から様式第十一まで、様式第十四から様式第十七まで、様式第十九から様式第二十六の三まで、様式第二十八、様式第三十一から様式第三十一の七、様式第三十一の十一、様式第三十一の十三から様式第三十一の十六まで、様式第三十一の十九から様式第三十一の二十一の三まで、様式第三十一の二十三から様式第三十一の二十八まで、様式第三十九、様式第四十一、様式第四十五、様式第四十七から様式第四十九まで、様式第五十三、様式第六十二の二から様式第六十三まで、様式第六十四、様式第六十七の五、様式第六十九、様式第七十一、様式第七十七、様式第七十八の六、様式第七十八の七、様式第八十、様式第八十三の二、様式第八十三の四から様式第八十三の六まで、様式第八十三の八、様式第八十三の十、様式第八十三の十一及び附則様式第二中「印」「㊞」又は「㊞」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改め、様式第三十九の二中「印」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「4　手順書」を「3　手順書」に改める。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第六十四条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑」を「又は住所若しくは居所」に、「、様式第三又は様式第四」を「又は様式第三」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑」を「又は住所若しくは居所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が前項の規定による届出をするときは、同項の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。

第三条の二第一項第四号を削る。

第四条第三項を削る。

第五条第三項中「特許法施行規則」の下に「（昭和三十五年通商産業省令第十号）」を加える。

様式第一中「㊞　又は識別ラベル」及び「㊞　又は識別ラベル」を削り、同様式の備考7を削り、同様式の備考8中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同備考を同様式の備考7とし、同様式中備考9を備考8とし、備考10から備考13までを一ずつ繰り上げ、同様式の備考14を削り、同様式中備考15を備考13とし、備考16から備考20までを二ずつ繰り上げる。

様式第二の備考4中「9まで及び13から18」を「8まで及び12から16」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六十五条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第五、様式第十、様式第十四から様式第十八まで、様式第二十、様式第二十六、様式第二十九から様式第三十一まで、様式第三十三、様式第三十六から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十三の二から様式第四十四まで、様式第四十六、様式第四十八、様式第四十九の二から様式第四十九の六まで及び様式第五十六から様式第五十八まで中「㊞」及び「3　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「4　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第八、様式第十三中「㊞」及び「押印」を削る。

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第六十六条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部を次のように改正する。

様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第十八、様式第十九、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十三、様式第三十四、様式第三十五の四及び様式第三十五の五中「㊞」及び「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1　この」を「この」に改める。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第六十七条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1及び別紙様式第2中

「申請者記名
押印又は署名
住所・居所在地
又は所在地
担当者
電話番号」

を

「申請者又は名称
氏名及び代表者の氏名
住所・居所在地
又は所在地
担当者
電話番号」

に「記名押印をする者」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄」に、「銀行等又は資金移動業者確認欄」に改める。